平成２３年（フ）第３１６４号
札幌市豊平区平岸３条９丁目１番25号　パルコート平岸39―206号
債務者　木村　恵子（旧姓名越）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２４６号
北海道江別市東野幌町１番地の９　サーム野幌駅802号室
債務者　外山　昭一
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５３９号
札幌市北区北38条西７丁目１番19―101号
債務者　仁藤　廣之
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２号
北海道網走郡大空町東藻琴55番地の12
債務者　橋本　真美（旧姓萬谷）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
北海道網走市つくしケ丘３丁目４番３号
債務者　板橋　弥生
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
群馬県邑楽郡千代田町大字福島443番地の３
債務者　橋本　和子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５号
群馬県太田市龍舞町5557番地　ニューライトメゾンＡ―１号
債務者　萩谷　久男
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第８７２号
埼玉県日高市大字高萩2715番地10
債務者　阿部　　弘
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９２５号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目７番４―402号
債務者　本村利恵子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９２７号
埼玉県所沢市狭山ケ丘２丁目625番地の５　タナカ第２パナハイツ103
債務者　鹿又　正直
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９３５号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目26番地18　メルベーユ105
債務者　土屋　浩子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第９３６号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目26番地18　メルベーユ105
債務者　土屋　涼子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井西２丁目16番地８
債務者　武田裕一朗
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１３号
埼玉県川越市連雀町４番地11　スリーエイト105号室、前住所埼玉県川越市喜多町７番地12　ウィンベルデュエット本川越303号室
債務者　櫻井　利夫
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５６６号
新潟市北区早通南５丁目２番28―33号
債務者　曽我　和弘
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８３号
新潟市南区高井東２丁目２番29号、前住所新潟市南区高井東１丁目11番10号　ハイツ高井203
債務者　一箭　勇志
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１３号
新潟市西蒲区河井2524番地
債務者　樋口　　悟
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
新潟地方裁判所民事部